



# 宮 崎 県 公 報

令和5年3月31日(金曜日)号外 第23号の2

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 44,400円

## 目 次

規 則	頁
○みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する 条例施行規則の一部を改正する規則……………(環境森林課) 1	

## 規 則

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第28号

#### みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則(平成17年宮崎県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(特定事業者)</p> <p>第9条 条例第6条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 県内に工場又は事業場を設置している者であって、県内に設置している全ての工場又は事業場における前年度(年度は、4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)の原油換算エネルギー使用量(当該年度において使用した燃料の量並びに当該年度において他人から供給された熱及び電気の量をエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条各項に定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量をいう。以下同じ。)を合算した量が1,500キロリットル以上であるもの</p> <p>(2) 連鎖化事業者(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第18条第1項に規定する連鎖化事業者をいう。以下同じ。)であって、当該連鎖化事業者が県内に設置している全ての工場又は事業場及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業(同項に規定する連鎖化事業をいう。以下同じ。)に加盟する者が県内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場又は事業場における前年度の原油換算エネルギー使用量を合算した量が1,500キロリットル以上であるもの</p> <p>(3)・(4) [略]</p>	<p>(特定事業者)</p> <p>第9条 条例第6条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 県内に工場又は事業場を設置している者であって、県内に設置している全ての工場又は事業場における前年度(年度は、4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)の原油換算エネルギー使用量(当該年度において使用した燃料の量並びに当該年度において他人から供給された熱及び電気の量をエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条各項に定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量をいう。以下同じ。)を合算した量が1,500キロリットル以上であるもの</p> <p>(2) 連鎖化事業者(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)第19条第1項に規定する連鎖化事業者をいう。以下同じ。)であって、当該連鎖化事業者が県内に設置している全ての工場又は事業場及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業(同項に規定する連鎖化事業をいう。以下同じ。)に加盟する者が県内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場又は事業場における前年度の原油換算エネルギー使用量を合算した量が1,500キロリットル以上であるもの</p> <p>(3)・(4) [略]</p>

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。